

# 容器包装リサイクル法改正の概要

平成18年12月

## 「容器包装リサイクル法」改正の趣旨

### ①循環基本法における3R推進の基本原則に則った循環型社会構築の推進

循環型社会形成推進基本法の基本原則に基づき、排出抑制、再使用を更に推進する。また、リサイクルについては、効率的・効果的な推進、質的な向上を図る。

### ②社会全体のコストの効率化

循環型社会の構築等に係る効果とのバランスを常に考慮しつつ、容器包装のリサイクルに要する社会全体のコストを可能な限り効率化させる。

### ③国・自治体・事業者・国民等すべての関係者の協働

各主体が自ら率先してできる限りの取組を推進すると同時に、相互連携による積極的な対応を目指す。

## 「容器包装リサイクル法」改正のポイント

容器包装リサイクル法の一部を改正する法律は平成18年6月に成立・公布。

施行は①平成18年12月、②平成19年4月、③平成20年4月の3段階。

### 1 平成18年12月施行

#### 容器包装廃棄物の再商品化のための円滑な引渡し等

- 基本方針に「容器包装廃棄物の再商品化のための円滑な引渡しに関する事項」等を追加  
市町村による容器包装廃棄物の指定法人等への円滑な引渡しを促進

#### 事業者間の公平性の確保

- 再商品化の義務を果たさない事業者に対する罰則の強化  
再商品化の義務を果たさない特定事業者、いわゆる「ただ乗り事業者」に対する抑止効果を高めるため、罰金を「50万円以下」から「100万円以下」に引き上げ。

#### 容器包装の定義の改正

- 「商品の容器及び包装」自体が有償である場合も「容器包装」に含まれることを明確化  
有償で提供される容器又は包装であっても、それと同時に販売される商品を入れ、又は包むためのもの、すなわち(中身の)商品と一体性を有するものとして提供される場合には、「容器包装」に該当することを明示。  
※有償で提供される容器又は包装であっても、同時に購入する(中身の)商品を入れるためのものとして提供されていないものは、「容器包装」に該当しない。  
※容器又は包装が「商品」であるか否かではなく、有償・無償を問わず提供される容器又は包装が「商品の容器及び包装」であるか否か(中身の商品と一体性があるか否か)で判断する。

(具体例)

<新たに「容器包装」に該当することとなるもの>

・有料のいわゆるレジ袋

#### 自主回収認定の報告等

- 自主回収の実施状況の報告義務  
自主回収認定を受けた特定事業者は、毎事業年度終了後三月以内に、以下の事項を主務大臣に報告。  
①認定に係る特定容器若しくは特定包装を用いた量又は認定に係る特定容器を製造等した量  
②認定に係る特定容器又は特定包装を自ら回収し、又は他の者に委託して回収した量
- 認定取消しの公示  
自主回収認定を取り消した際、認定をした場合と同様に公示

- ・有料の贈答用の箱(同時に購入する商品を入れるためのものとして提供されるもの)  
<「容器包装」に該当しないもの>  
・マイバッグ、かばん  
・有料の贈答用の箱(同時に購入する商品を入れるためではなく、その箱の購入者が別に用意したものをを入れるためのものとして、販売されるもの。)

#### 市町村分別収集計画の公表の義務付け

- 市町村分別収集計画の公表の義務付け  
分別収集・再商品化等に係る事業者・消費者の理解を深めるため、市町村は、市町村分別収集計画を定め、又は変更したときは、これを公表することを義務付ける。

### 2 平成19年4月施行

#### 簡易算定方式の見直し

- 容器包装廃棄物の排出見込量を算定する際、簡易算定方式においても、個別の店頭回収努力が反映されるよう、「自ら又は他者への委託により回収した容器包装の量」を個別に控除できるとする。

<簡易算定方式>

【旧】排出見込量＝販売する商品に用いる又は製造等する容器包装の量×容器包装廃棄物排出比率(%)

【新】排出見込量＝(販売する商品に用いる又は製造等する容器包装の量－自ら又は他者への委託により回収した容器包装の量)×(100－事業系比率(%))

※改正前の「容器包装廃棄物排出比率」は、「販売する商品に用いる又は製造等する容器包装の量」に占める「自ら又は他者への委託により回収した容器包装の量」及び「事業活動により費消した容器包装の量」を控除した量(容器包装廃棄物として排出される見込量)の比率として定められていた。

改正後は、新たに「事業系比率」を、「販売する商品に用いる又は製造等する容器包装の量」から「自ら又は他者への委託により回収した容器包装の量」を控除した量に占める「事業活動により費消した容器包装の量」の比率として、毎年度、容器包装利用・製造等実態調査等に基づき業種別に主務大臣が定める。

## 排出抑制に向けた取組の促進

### 【指定容器包装利用事業者の業種】

小売業（各種商品小売業、織物・衣服・身の回り品小売業、飲食品小売業、自動車部分品・附属品小売業、家具・じゅう器・機械器具小売業、医薬品・化粧品小売業、書籍・文房具小売業、スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業及びたばこ・喫煙具専門小売業）

### 【指定容器包装利用事業者の判断の基準となるべき事項】

#### 1. 目標の設定

容器包装の使用原単位の低減に関する目標を定め、これを達成するための取組を計画的に行う。

#### 2. 容器包装の使用の合理化

事業者は、次に掲げる取組その他の容器包装の使用の合理化のための取組を行うことにより、容器包装廃棄物の排出の抑制を相当程度促進する。

- (1) 商品の販売に際しては、消費者にその用いる容器包装を有償で提供すること、消費者が商品を購入する際にその用いる容器包装を使用しないように誘引するための手段として景品等を提供すること、自ら買物袋等を持参しない消費者に対し繰り返し使用が可能な買い物袋等を提供すること、その用いる容器包装の使用について消費者の意思を確認することその他の措置を講ずることにより、消費者による容器包装廃棄物の排出の抑制を促進すること。
- (2) 薄肉化又は軽量化された容器包装を用いること、商品に応じて適切な寸法の容器包装を用いること、商品の量り売りを行うこと、簡易包装化を推進することその他の措置により、自らの容器包装の過剰な使用を抑制すること。

#### 3. 情報の提供

店頭において、容器包装廃棄物の排出の抑制の促進に資する事項を掲示すること、事業者自らが容器包装の使用の合理化のために実施する取組の内容を記載した冊子等を配布すること、その用いる容器包装に容器包装廃棄物の排出の抑制の重要性についての表示を付すことその他の措置を講ずることにより、消費者による容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための情報を提供する。

#### 4. 体制の整備等

容器包装の使用の合理化のための取組に関する責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、容器包装の使用の合理化のための取組に関する研修を実施する等の措置を講ずる。

#### 5. 安全性等の配慮

容器包装の使用の合理化を図る際には、その用いる容器包装に関し、その安全性、機能性その他の必要な事情に配慮する。

#### 6. 容器包装の使用の合理化の実施状況等の把握

その事業において容器包装を用いた量並びに容器包装の使用の合理化のために実施した取組及びその効果を適切に把握する。

#### 7. 関係者との連携

容器包装の使用の合理化のための取組を効果的に行うため、国、関係地方公共団体、消費者、関係団体及び関係事業者との連携を図るよう配慮する。

### 【容器包装多量利用事業者の要件】

指定容器包装利用事業者のうち前年度において容器包装を用いた量が50トン以上

### 【容器包装多量利用事業者の定期報告】

#### 1. 提出方法

毎年度6月末日までに指定の様式による報告書を提出

#### 2. 報告事項

##### (1) 容器包装を用いた量

前年度に小売業に属する事業において用いた容器包装の量を、プラスチック製容器包装、紙製容器包装、段ボール製容器包装等の素材ごとに報告。

##### (2) 判断の基準となるべき事項に基づき実施した取組その他の容器包装の使用の合理化のために実施した取組及びその効果

判断の基準となるべき事項に基づき実施した具体的取組を報告。なお、フランチャイズチェーンの事業を行う者のように、当該事業に加盟する者の容器包装を用いた量を把握し、加盟する者と連携して取組を行っている場合にあつては、当該事業全体における容器包装を用いた量の合計並びに容器包装の使用の合理化のために実施した取組及びその効果を報告。

##### (3) 売上高、店舗面積その他の当該容器包装を用いた量と密接な関係をもつ値

##### (4) 容器包装の使用原単位

過去5年度間の容器包装の使用原単位（上記(1)の量を上記(3)の値で除して得た値）の変化状況について報告。

### 【容器包装多量利用事業者への勧告・公表・命令・罰則】

判断の基準となるべき事項に照らして取組が著しく不十分な容器包装多量利用事業者に対し、勧告・公表・命令・罰則を規定

### 【報告徴収事項の追加】

容器包装を用いた量、容器包装の使用の合理化により容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するために取り組んだ措置の実施の状況その他容器包装の使用の合理化による容器包装廃棄物の排出の抑制の促進の状況に関する事項を主務大臣が報告徴収できる事項として追加。

### 【消費者の意識向上・事業者との連携を図るための取組】

容器包装廃棄物の排出の抑制についての消費者の意識啓発等を図るため、環境大臣が「容器包装廃棄物排出抑制推進員」を委嘱する。

## プラスチック製容器包装に係る燃料として利用される製品

### ○プラスチック製容器包装の再商品化手法に燃料化を追加

プラスチック製容器包装の再商品化に当たっては、従来の再商品化手法では円滑な再商品化の実施に支障が生じる場合に、固形燃料等の燃料として利用される製品の原材料として緊急避難的・補完的に利用することとし、当該燃料の利用にあつては、環境保全対策等に万全を期しつつ、特に高度なエネルギー利用を図ることとする。

## 3 平成20年4月施行

### 質の高い分別収集・再商品化の促進

#### ○事業者が市町村に資金を拠出する仕組みの創設

市町村による容器包装廃棄物の分別収集の質を高め、再商品化の質的向上を促進するとともに、容器包装廃棄物のリサイクルに係る社会的コストの効率化を図るため、実際に要した再商品化費用が想定額を下回った部分のうち、市町村の分別収集による再商品化の合理化の寄与の程度を勘案して、事業者が市町村に資金を拠出する仕組みを創設する。（制度の詳細については今後検討される予定。）

### PETボトル区分の見直し

#### ○みりん風調味料やめんつゆ等を充てんした容器をペットボトル区分に追加

飲料・しょうゆ以外の商品であってもペットボトルに充てんされたものが広く流通していること、飲料・しょうゆを充てんしたペットボトルと同等以上の再生利用への適性を有しているものがあることから、当該商品を充てんしたペットボトルを容器包装区分上のペットボトルに追加する。

（対象商品の詳細は今後定められる予定。）

## お問い合わせ先

容器包装リサイクル法に関して、さらに詳細な情報については、経済産業省のホームページ（[http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/admin\\_info/law/04/index.html](http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/admin_info/law/04/index.html)）をご覧ください。

経済産業省	住所	TEL	
● 経済産業省 産業技術環境局	リサイクル推進課	〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1	03-3501-4978（直通）
● 北海道経済産業局	資源エネルギー環境部 環境対策課	〒060-0808 札幌市北区北八条西2-1-1	011-709-1754（直通）
● 東北経済産業局	資源エネルギー環境部 循環型産業振興課	〒980-8403 仙台市青葉区本町3-3-1	022-263-1206（直通）
● 関東経済産業局	資源エネルギー環境部 環境・リサイクル課	〒330-9715 さいたま市中央区新都心1-1	048-600-0293（直通）
● 中部経済産業局	資源エネルギー環境部 環境・リサイクル課	〒460-8510 名古屋市中区三の丸2-5-2	052-951-2768（直通）
● 近畿経済産業局	資源エネルギー環境部 環境・リサイクル課	〒540-8535 大阪市中央区大手前1-5-44	06-6966-6018（直通）
● 中国経済産業局	資源エネルギー環境部 環境・リサイクル課	〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30	082-224-5676（直通）
● 四国経済産業局	資源エネルギー環境部 環境・リサイクル課	〒760-8512 高松市サンポート3-33	087-811-8534（直通）
● 九州経済産業局	資源エネルギー環境部 環境・リサイクル課	〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-11-1	092-482-5472（直通）
● 内閣府沖縄総合事務局	経済産業部 環境資源課	〒900-0016 那覇市前島2-21-7	098-866-0068（直通）
指定法人	住所	TEL	
(財)日本容器包装リサイクル協会	〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-14-1 郵政福祉琴平ビル2階	コールセンター03-5251-4870	